

**新潟県条例第12号**

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第1条** 新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正規定の表中別表を別表第2とし、附則の次に1表を加える改正に係る部分を次のように改める。

<p><b>附 則</b> (略)</p> <p><b>別表第1</b> (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県立魚沼基幹病院</td> <td>南魚沼市</td> </tr> <tr> <td>新潟県立燕労災病院</td> <td>燕市</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>別表第2</b> (第3条関係) (略)</p>	名 称	位 置	新潟県立魚沼基幹病院	南魚沼市	新潟県立燕労災病院	燕市	<p><b>附 則</b> (略)</p> <p><b>別表</b> (第3条関係) (略)</p>
名 称	位 置						
新潟県立魚沼基幹病院	南魚沼市						
新潟県立燕労災病院	燕市						

**第2条** 新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>1 (略) (準備行為)</p> <p>2 <u>新潟県立燕労災病院</u>の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、前項ただし書に規定する改正の施行前においても行うことができる。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1 (略) (準備行為)</p> <p>2 <u>新潟県立県央基幹病院</u>の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、前項ただし書に規定する改正の施行前においても行うことができる。</p>

(新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第3条** 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例（平成21年新潟県条例第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前														
<p><b>別表第1</b> (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県立魚沼基幹病院</td> <td>南魚沼市</td> </tr> <tr> <td><u>新潟県立県央基幹病院</u></td> <td><u>三条市</u></td> </tr> <tr> <td>新潟県立燕労災病院</td> <td>燕市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	新潟県立魚沼基幹病院	南魚沼市	<u>新潟県立県央基幹病院</u>	<u>三条市</u>	新潟県立燕労災病院	燕市	<p><b>別表第1</b> (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県立魚沼基幹病院</td> <td>南魚沼市</td> </tr> <tr> <td>新潟県立燕労災病院</td> <td>燕市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	新潟県立魚沼基幹病院	南魚沼市	新潟県立燕労災病院	燕市
名 称	位 置														
新潟県立魚沼基幹病院	南魚沼市														
<u>新潟県立県央基幹病院</u>	<u>三条市</u>														
新潟県立燕労災病院	燕市														
名 称	位 置														
新潟県立魚沼基幹病院	南魚沼市														
新潟県立燕労災病院	燕市														

**附 則**

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、規則で定める日から施行する。  
(準備行為)
- 新潟県立県央基幹病院の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、前項ただし書に規定する改正の施行前においても行うことができる。